

# 令和5年度 砂利採取業務主任者試験 Q & A

---

## Q 1 受験資格に制限はありますか？

---

A 1 国籍、年齢、性別、学歴及び実務経験の有無などの制限はありません。

## Q 2 他県在住ですが、受験は可能ですか？

---

A 2 可能です。

## Q 3 東京都で受験して合格した場合、資格は東京都内のみで有効ですか？

---

A 3 資格は他の道府県でも有効です。

## Q 4 試験日時はいつですか？

---

A 4 令和5年11月10日(金)午前10時から正午まで(120分)です。

## Q 5 試験会場はどこですか？

---

A 5 青梅合同庁舎（青梅市河辺町6-4-1 最寄駅：JR青梅線河辺）です。  
※受験希望者が多い場合には、他にも試験会場を設けることがあります。

## Q 6 車で会場に行ってもよいですか？

---

A 6 恐れ入りますが、公共交通機関を利用してお越しく下さい。

## Q 7 どのような試験科目が出題されますか？

---

A 7 法令事項と技術的な事項の2科目が出題されます。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## Q 8 どのような出題形式ですか？

---

## 令和5年度 砂利採取業務主任者試験 Q & A

A 8 選択式の筆記試験です。法令問題10問と技術問題10問の計20問を解答します。法令問題は10問全問必須となっており、技術問題の10問は、7問の必須問題と、8問から3問を選択する問題となっています。

### Q 9 試験実施要領・受験願書はどうすれば手に入りますか？

A 9 10月4日（水）より、都庁第一本庁舎、青梅合同庁舎、各支庁舎（大島支庁、三宅支庁、八丈支庁、小笠原支庁）にて配布いたします。また、HPよりダウンロード、郵送による送付も出来ます。

(1) 配布期間

令和5年10月4日（水曜日）から同年10月25日（水曜日）まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(2) 配布時間

午前9時30分から午後4時30分まで  
（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

(3) 配布場所

ア 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 大型店環境調整担当

・新宿区西新宿二丁目8番（都庁第一本庁舎 20階北側）

電話：03-5320-4788（直通） 内線 36-741

・青梅市河辺町六丁目4番地の1

電話：0428-23-4184（直通）

イ 各支庁産業課（島しょ）

ウ ダウンロード

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/chiiki/jari/>

産業労働局HP→中小企業支援→商工→地域産業の活性化→砂利採取及び採石業者に対する指導

(4) 郵送による配布

A4用紙の入る返信用封筒及び郵便切手（1部120円、2~3部140円、4~5部210円、6~10部250円、11~20部390円）を同封し、下記送付先までお送りください。

送付先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都産業労働局商工部地域産業振興課大型店環境調整担当

# 令和5年度 砂利採取業務主任者試験 Q & A

## Q10 受験願書の受付期間・提出方法は？

A10 10月18日(水曜日)から、窓口提出または郵送により提出していただきます。

(1) 受付期間

令和5年10月18日(水曜日)から同年10月25日(水曜日)まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

※郵送の場合、令和5年10月25日(水曜日)必着

(2) 受付時間

午前9時30分から午後4時30分まで

(ただし、正午から午後1時までを除きます。)

※昨年度から時間を変更しています。ご注意ください。

(3) 受験願書の受付場所

ア 東京都産業労働局 商工部 地域産業振興課(都庁第一本庁舎 20階北側)  
新宿区西新宿二丁目8番1号 電話：03-5320-4788(直通)

イ 各支庁(大島支庁、三宅支庁、八丈支庁、小笠原支庁)

(仮受付。受験手数料は、仮受付後に地域産業振興課宛て送付してください。  
現金書留をご利用願います。)

※代理人による願書受付は可能です。委任状は必要ありません。

## Q11 提出書類は何を提出すればいいですか？

A11 窓口提出、郵送で提出書類が異なるのでご注意ください。

【窓口提出の場合】

(1) 受験願書1通

出願前6か月以内に撮影した、正面、上半身の無帽無背景の写真(縦6.0cm、横4.0cm、裏面に氏名及び年齢を記載したもの)を貼って下さい。

(2) 受験票1通

(3) 受験手数料 8,100円

願書を受付に提出するときに、現金で納付してください。(お釣りの無いよう  
をお願いします。)

※支庁で受付する場合、受験料は別途新宿へ現金書留で送付してください。

【郵送の場合】

以下の書類等を、下記の宛先まで現金書留により郵送(1、2、4は折り畳み可)

(1) 受験願書1通

写真の貼付けは不要です。

(2) 受験票1通

## 令和5年度 砂利採取業務主任者試験 Q & A

---

(3) 写真

出願前6か月以内に撮影した、正面、上半身の無帽無背景の写真(縦6.0cm、横4.0cm、裏面に氏名及び年齢を記載したもの)

※受験願書への貼付けは不要

(4) 返信用封筒

受験票返送用。切手貼付け、返送先記入済み。折り畳んだ受験票が入るもの。

(5) 受験手数料 8,100円

現金で納付してください。(お釣りの無いようにお願いします。)

<郵送先>

163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都産業労働局商工部地域産業振興課大型店環境調整担当(試験願書受付担当)宛て

T E L 03-5320-4788

※現金書留用封筒の「ご依頼主」欄には受験者ご本人様の氏名等をご記入ください。

---

### Q 1 2 郵送の場合、返信用封筒には何円の切手を貼ればいいですか？

A 1 2 受験票1枚を封入するので、84円切手を貼ってください。(定形郵便の場合)

---

### Q 1 3 受験手数料はなぜ値上げしたのですか？

A 1 3 令和元年の消費増税に伴い手数料の改定を行いました。

---

### Q 1 4 試験のための参考書及び問題集はありますか？

A 1 4 日本砕石新聞社が発行している問題集がございます。注文申込書を郵送又はFAXし注文となります。

---

### Q 1 5 注文申込書はどこで手に入りますか？

A 1 5 日本砕石協会のHPにございます。Google等の検索サイトで日本砕石協会を検索するとトップに表示されます。( <http://www.saiseki.or.jp/> )

TOP ページの下部に採石業務管理者試験問題集・受験テキストというタブがございます。そちらをクリック頂ければ注文書のPDFに遷移します。

( [http://www.saiseki.or.jp/pdf/mondaishu\\_text.pdf](http://www.saiseki.or.jp/pdf/mondaishu_text.pdf) )

## 令和5年度 砂利採取業務主任者試験 Q & A

---

### Q 1 6 試験のための講習会はありませんか？

---

A 1 6 東京都主催の講習会はありません。例年、日本砂利協会関東支部による砂利採取業務主任者試験受験準備講習会の実施が予定されています。詳しくは日本砂利協会に直接お問い合わせください。

問合せ先：一般社団法人 日本砂利協会（関東支部）

電話：03-3291-7505

### Q 1 7 試験の合格率はどれくらいですか？

---

A 1 7 令和4年度の東京都の合格率は64.7%(受験者17人中11人合格)で、全国平均合格率は34.2%(受験者713人中244人合格)でした。

### Q 1 8 合格基準はどれくらいですか？

---

A 1 8 法令問題及び技術問題合わせて130点以上

かつ

法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上です。

(法令問題、技術問題併せて200点満点です。)

### Q 1 9 合格発表日及び合格発表形式は？

---

A 1 9 令和5年11月30日(木)以降に受験者に郵送で結果を通知致します。都庁舎内の掲示板での掲載、HPでの公表等はありません。また電話での問い合わせも受け付けられません。

### Q 2 0 正解及び解説は公表していますか？

---

A 2 0 正解及び解説は公表していません。日本砕石新聞に毎年掲載(試験実施の約2ヶ月後)されていますので、そちらを参照してください。

※正解に関しては公表するのは各都道府県の裁量となりますが、都は公表致しません。解説に関しては各都道府県公表不可です。

### Q 2 1 自分の得点は教えてくれますか？

---

A 2 1 他県は開示しておりますが、都は公表しておりません。

## Q 2 2 東京都の採石に係るホームページはどこで見られるか？

---

A 2 2 Google 等の検索で「東京都 採石」と検索して頂き、上位に出てくる「砂利採取及び採石業者に対する指導 | 中小企業支援 | 東京都産業労働局」をクリックして頂くとホームページに遷移します。